

士幌町
自殺予防計画 第二次

令和6年3月

士 幌 町

目次

はじめに	2
第1章 自殺対策の基本的な考え方	3
1-1 自殺対策計画の目標と基本方針	
●2017（平成 28）年の自殺対策基本法の改正により、町に自殺対策計画の策定が義務付けられています。	
●令和 4 年 10 月に見直し閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえ、「いのち支える自殺対策」という基本理念のもと、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し策定する。	
1-2 計画の位置づけ	4
●自殺対策基本法に基づき、「健康イキイキしほろ 21 計画（第三次）」と整合性を図る。	
1-3 計画の期間	
●健康イキイキしほろ 21 計画（第三次）計画と合わせ、2024（令和 6）年度から 2034（令和 15）年度の 10 年間で 1 期とし、5 年目の 2028（令和 10）年度に中間評価を実施します。	
1-4 計画の目標値	
●新自殺総合対策大綱における、国の考え方を踏まえ目標値を設定いたします。	
1-5 自殺対策の施策体系	
●国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた 5 つの「基本施策」のほか、2 つの「対象者・世代別重点施策」を加え、より包括的・全庁的に自殺対策の推進を図ります。	
第2章 土幌町における自殺の特徴	5
2-1 統計データにみる現状	
(1) 自殺者数と死亡率の年次推移 (3) 地域自殺実態プロファイル	
(2) 自殺者の性別・年齢階層別割合	
2-2 アンケート調査結果【抜粋】	9
土幌町高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査	
第3章 これまでの取り組みと評価	13
●基本施策の評価	
●重点施策の評価	
第4章 いのち支える自殺対策における取り組み	16
4-1 基本施策	
「地域自殺対策パッケージ」において全国的に実施することが望ましいとされる基本 5 項目の整理	
(1) 地域におけるネットワークの強化 (4) 生きることの促進要因への支援	
(2) 自殺対策を支える人材の育成 (5) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育	
(3) 住民への啓発と周知	
4-2 重点施策	18
(1) 高齢者を対象とした自殺対策の推進施策 (3) 無職・失業者の自殺対策の推進	
(2) 生活困窮者を対象とした自殺対策の推進施策	
参考資料	
1. 自殺対策基本法 2. 自殺総合対策大綱	20

はじめに

我が国の自殺者数は、平成10年に初めて3万人を超え、国を挙げてさまざまな取組を行った結果、平成22年以降は10年連続の減少となっていました。令和2年は前年と比較し増加しました。この間、大規模災害や新型コロナウイルス感染症の影響による暮らしの不安やこころの悩みなど新たな課題も生じています。

国では、「自殺対策基本法」を平成28年4月に改正し、各市町村に生きることの包括的な支援を基本理念とした市町村自殺対策計画策定を義務づけ、さらに平成29年7月には「自殺総合対策大綱」を見直しております。

本町におきましては、～誰も自殺に追い込まれることのない土幌町をめざして～を基本理念とした「土幌町自殺対策計画」を平成30年3月に策定いたしました。

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人の僅かなサインに気づき、悩みや問題を一人で抱え込まないよう温かく見守る支援や、生きることへの阻害要因を減らし促進要因を増やすことにより自殺リスクを低下させるため「生きることの包括的支援」に取り組む必要があります。

計画に基づき、本町における自殺対策を推進するためこころの健康相談事業などの施策を実施するとともに、関係機関や団体と連携し、自殺対策を支える人材育成や相談窓口の周知などに取り組んでまいりました。

これまでの取り組みを評価し、土幌町の実情に即した自殺対策を推進するため、「土幌町自殺予防計画第二次」を策定いたしました。

この計画により、町民一人ひとりに自殺対策への理解を深め、基本理念、基本方針の実現にむけて、取り組んでまいります。

令和6年3月

土幌町長 高木 康弘

第1章 自殺対策の基本的な考え方

1-1 自殺対策計画の目標と基本方針

《自殺対策計画》

誰も自殺に追い込まれることのない士幌町をめざして

基本
方針

1 こころの健康づくりの推進

2 相談支援体制の充実

3 気づき、見守り、つなげる体制の充実

※健康増進計画「しほろイキイキ21計画」「こころの健康づくりの推進」については、「休養・こころの健康」に掲載しています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。このため、自殺対策は、社会における自殺のリスク要因を減らし、生きることの促進要因を増やすことを通じて、社会全体でリスクを低下させるように、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

我が国の自殺者数は、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げてきたといえます。しかし、それでも自殺者数は毎年2万人を超える水準となっており、令和2年には11年ぶりに前年を上回り、特に小中高生の自殺者数は令和2年には過去最多、令和3年には過去2番目の水準になるなど、非常事態は続いており、決して楽観できる状況にはありません。

国は令和4年10月に「自殺総合対策大綱」を見直し、新たに取り組むべき「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」「総合的な自殺対策の更なる推進・強化」施策を位置づけました。

北海道においても、自殺者数の総数は平成21年以降減少を続けてきたものの、依然として毎年900人余りの方が自ら尊い命を絶つという深刻な事態が続いている現状を踏まえ、令和5年3月に「第4期北海道自殺対策行動計画」を策定しました。

本町では国、北海道の計画を踏まえ、本町の現状や課題を明らかにし、町民一人ひとりが、かけがえのない「いのち」を大切に、誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを目指し、第1期計画の評価を行い、現状に寄り添える第2期のいのちを支える士幌町自殺対策計画を策定いたします。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第1項の規定に基づき、本町の状況に応じた自殺対策を進めるために策定する地域自殺対策計画です。

本計画は、「健康増進計画しほろイキイキ 21 計画」が示す政策の方向性に沿って策定、推進する特定分野別計画であり対策の方向を踏まえた「行動計画」として策定するものです。

1-3 計画の期間

本計画の期間は、健康イキイキしほろ 21 計画（第三次）計画と合わせ 2024（令和6）年度から 2034（令和15）年度の10年間を1期としますが、「自殺総合対策大綱」の改正、全国、北海道の計画見直しに沿い5年目の2028（令和10）年度に評価を実施し、必要に応じて修正いたします。また、社会情勢の変化などに伴い見直しが必要になった際には、状況に応じて計画を見直すことといたします。

1-4 計画の目標値

自殺総合対策大綱における国の数値目標は、令和8年までに平成27年度と比較して自殺死亡率を30%以上減少させる（13.0以下にする）ことを目標としており、北海道では令和9年度までに30%以上減少させることを目標としています。本町におきましても、令和9年度までに自殺死亡率13.0以下を目標値といたします。

《数値目標》

目標値	2028年（令和10年度）まで
自殺死亡率（人口10万対）	13.0以下
自殺死亡者数（人）	1以下

1-5 自殺対策の施策体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた5つの「基本施策」のほか、2つの「対象者・世代別重点施策」を加え、より包括的・全庁的に自殺対策の推進を図ります。

（1）基本施策

- ① 地域におけるネットワークの強化
- ② 自殺対策を支える人材の育成
- ③ 町民への啓発と周知
- ④ 生きることの促進要因への支援
- ⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

（2）対象者・世代別重点施策

- ① 高齢者への対策
- ② 生活困窮者への対策
- ③ 無職失業者対策

第2章 自殺対策の基本的な考え方

2-1 自殺対策計画の目標と基本方針

(1) 自殺者数と死亡率の年次推移

士幌町の自殺者数は、年によるばらつきがありますが、2017年（平成29年）から2021年（令和3年）の5年間で合計4人でした。

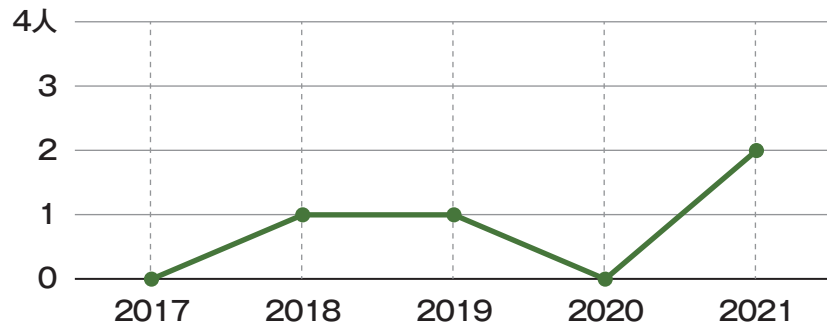
また、本町の自殺死亡率（人口10万対）についても、実数が少ないため、年による差がありますが、1人で16.1、全国平均並み、2人で33.2全国平均以上となります。

なお、全国の自殺死亡率（人口10万対）は、ここ10年減少を続けていますが、さらに国は、平成27年の自殺死亡率18.5を、令和8年までに30%以上減少させ13.0を目標に掲げています。

《自殺者数》

年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
士幌町総数	0	1	1	0	2

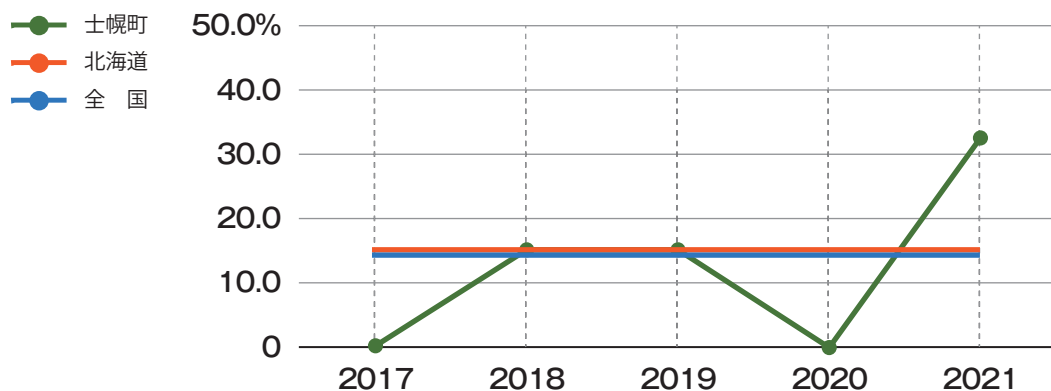
《士幌総数》



《自殺死亡率》

年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
士幌町	0	16.1	16.1	0.0	33.2
北海道	17.3	17.2	17.0	17.0	17.5
全国	16.4	16.1	15.7	16.4	16.5

《死亡率》



(2) 自殺者の性別・年齢階層別割合

2017年（平成29年）から2021年（令和3年）までの本町における自殺者を性別で見ると、男性1人、女性3人となっており男性より女性の自殺が多くなっています。

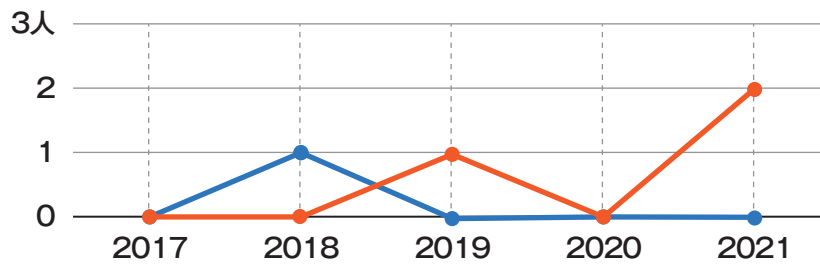
また、年齢階層別で見ると高齢者の割合が高くなっています。高齢者を中心に社会的孤立を解消し、地域の人とのつながりや支え合いなどの社会的な絆を強化することが必要です。

《自殺者数》

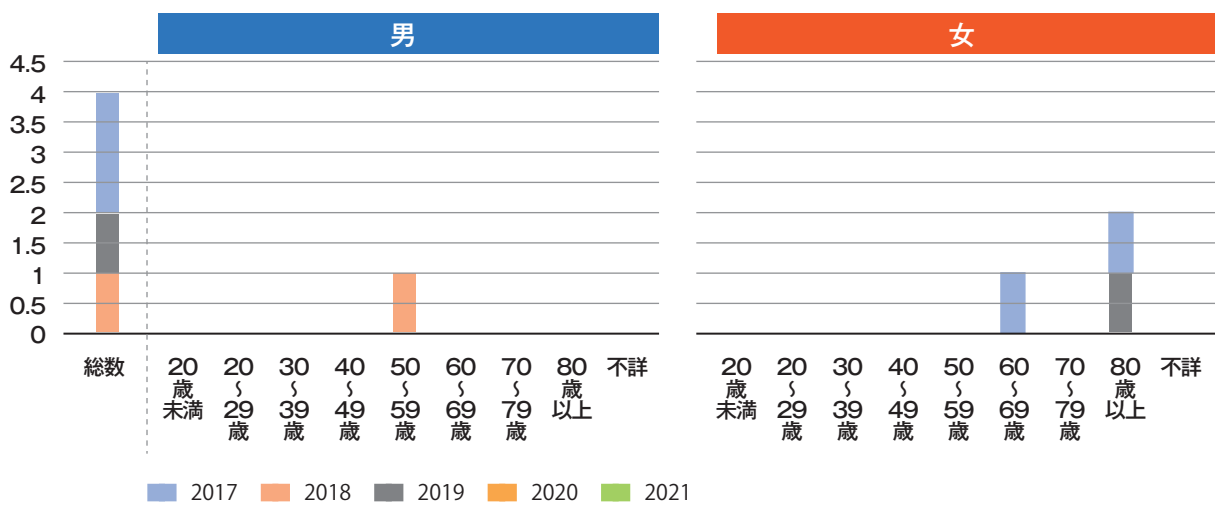
年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
男	0	1	0	0	0
女	0	0	1	0	2
北海道総数	918	905	884	841	903
全国総数	20,465	20,031	19,425	20,243	20,291

《死亡者数》

● 男
● 女



《男女別・年齢別死亡状況》



(3) 地域自殺実態プロフィール

自殺対策を推進するために厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)より「地域自殺実態プロフィール」の情報提供があります。これは、地域の自殺実態を過去5年間の属性(性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別等)を分析し、特徴を示したものです。

■士幌町における主な自殺の特徴は

北海道士幌町(住居地)の2017～2021年の自殺者数は合計4人(男性1人、女性3人)であった(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)より集計)。主な特徴は高齢者が、身体疾患から病苦、うつ状態、自殺にいたる危機経路及び、成人男性における失業、生活苦からうつ状態、自殺の危機経路が特徴と分析されています。また自殺の発見地は居住地となっています。

《地域の主な自殺者の特徴(2017～2021年合計)》

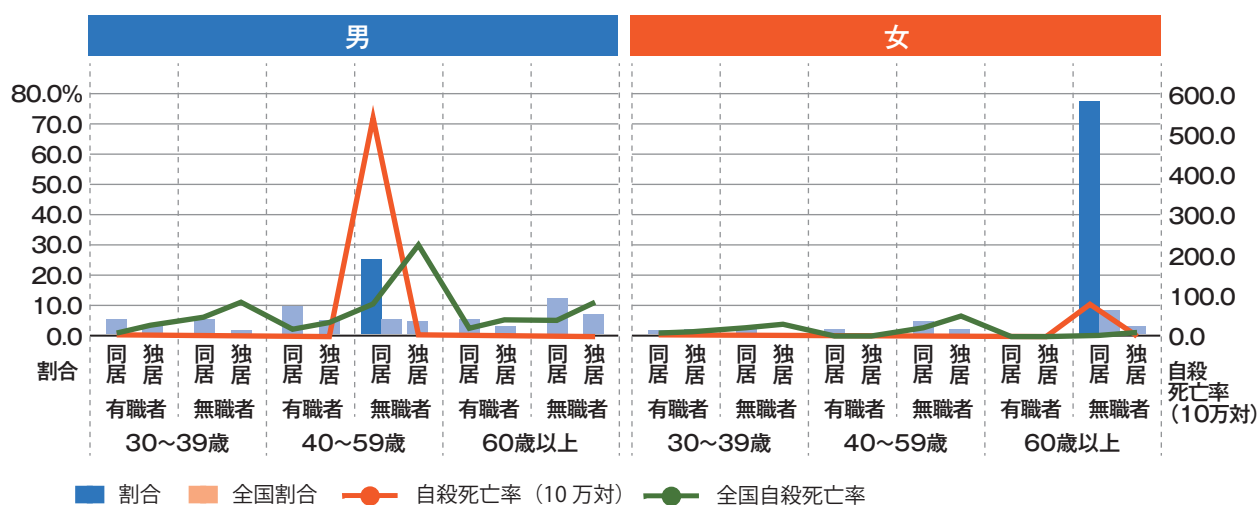
自殺者の特性上位5区分	自殺者数(5年計)	割合	自殺死亡率*(10万対)	背景にある主な自殺の危機経路*
1位:女性60歳以上無職同居	3	75.0%	87.5	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位:男性40～59歳無職同居	1	25.0%	553.3	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
-	-	-	-	-

資料:警察庁自殺統計原票データを厚生労働省(自殺対策推進室)にて特別集計

* 自殺死亡率の算出に用いた人口(母数)は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したものです。

** 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したものです(詳細は付表の参考表1参照)。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意。

《男女別・年齢別死亡状況》



資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(年)(人口10万対)

■ハイリスク地関連資料 <地域における自殺の基礎資料（自殺日）>

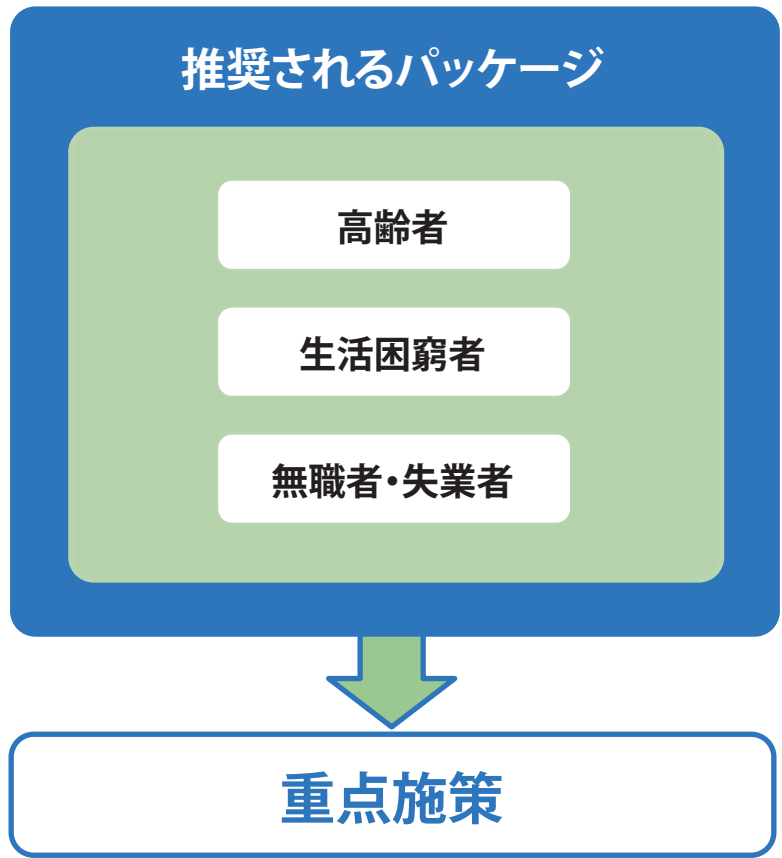
《自殺者数の推移》

	2017	2018	2019	2020	2021	合計	集計 (発見地/住居地)	
発見地	0	1	1	0	2	4	比	100%
住居地	0	1	1	0	2	4	差	0

《年代別自殺者数》

2017~ 2021年合計	20歳 未満	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	20歳 以上	不詳	合計
発見地	0	0	0	0	1	1	0	2	0	4
住居地	0	0	0	0	1	1	0	2	0	4

結果、本町の 2017 年から 2021 年の自殺実態から推奨される重点パッケージに示された課題は以下の 3 点があげられました。本町ではこの重点パッケージに示された課題を重点施策として位置づけられます。



2-2 アンケート調査結果

士幌町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査【抜粋】

(1) こころの健康について

以下の2つの設問は、うつ傾向を問う設問である。

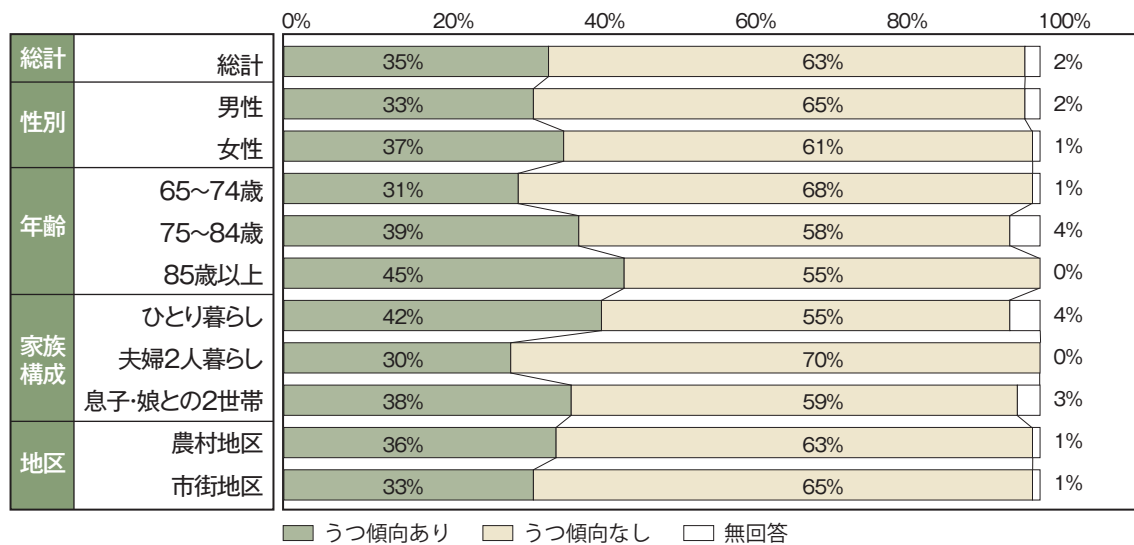
いずれか1つでも「1. はい」に該当する選択肢が回答された場合は、うつ傾向の高齢者となる。

No	設問内容	設問内容
問	この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか	1. はい 2. いいえ
問	この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	1. はい 2. いいえ

◆「うつ傾向あり」の割合について

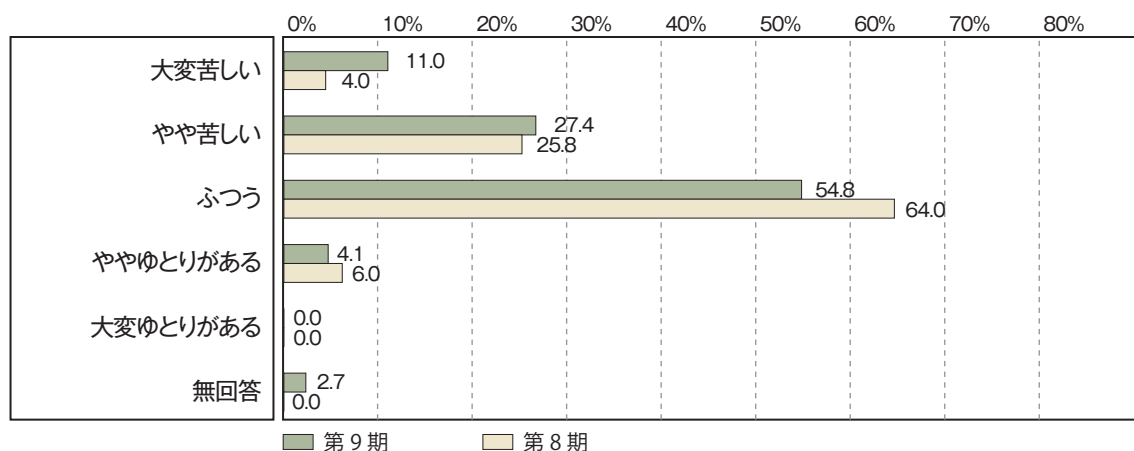
- ・「男性 (33.0%)」と比べて「女性 (37.3%)」の方が、割合がやや高い。
- ・年齢に比例して、割合が高くなっており、「85歳以上」では45.2%となっている。
- ・家族構成では、「ひとり暮らし」が41.5%で最も高く、次いで「息子・娘との2世帯 (38.5%)」「夫婦2人暮らし (29.6%)」と続いている。

	割合(%)		
	うつ傾向あり	うつ傾向なし	無回答
全体	35.5	63.0	1.5
男性	33.0	65.2	1.8
女性	37.3	61.3	1.3
65~74歳	31.1	68.2	0.7
75~84歳	38.8	57.5	3.8
85歳以上	45.2	54.8	0.0
ひとり暮らし	41.5	54.7	3.8
夫婦2人暮らし	29.6	70.4	0.0
息子・娘との2世帯	38.5	59.0	2.6
農村地区	35.9	62.8	1.3
市街地区	33.3	65.5	1.2



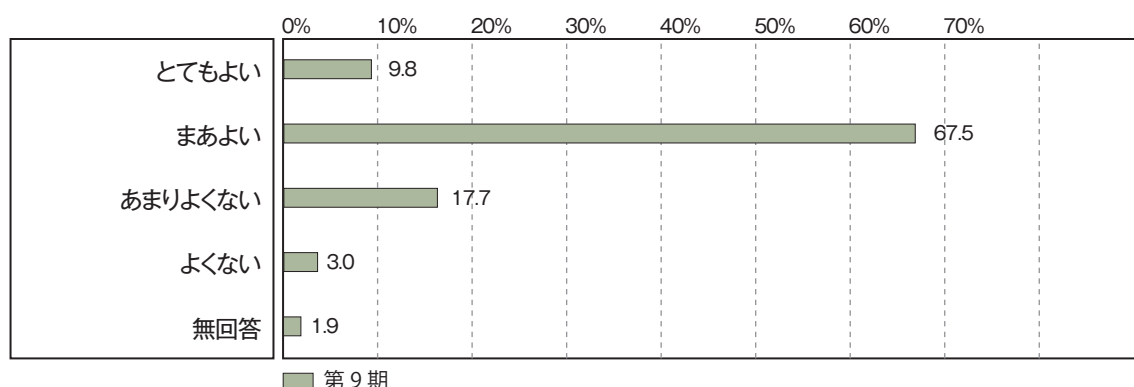
(2) 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか

○「ふつう」が54.8%で最も高く、次いで、「やや苦しい(27.4%)」、「大変苦しい(11.0%)」と続いている。前回調査と比較すると、「大変苦しい」がやや増加し、「ふつう」が減少している。



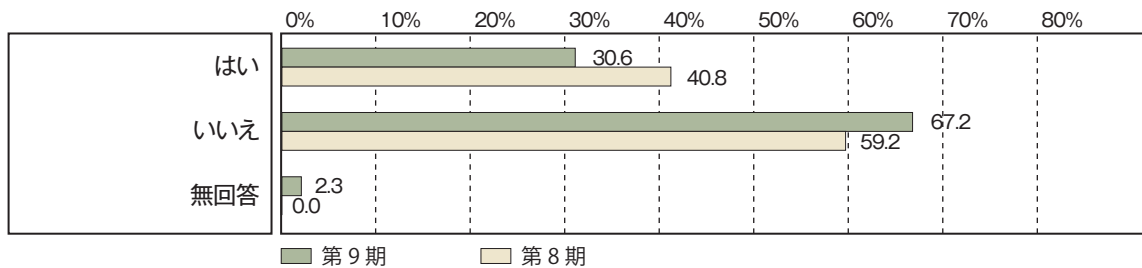
(3) 現在のあなたの健康状態はいかがですか

○「まあよい」が67.5%で最も高く、次いで、「あまりよくない(17.7%)」、「とてもよい(9.8%)」と続いている。



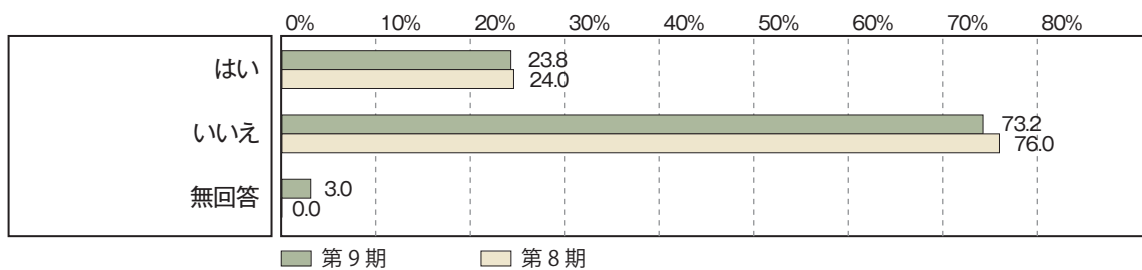
(4)この1か月間、気分が沈んだり憂うつな気分になったりすることがありましたか

- 「はい」が30.6%、「いいえ」が67.2%となっている。
- 前回調査と比較すると、「いいえ」が増加し、「はい」が減少している。



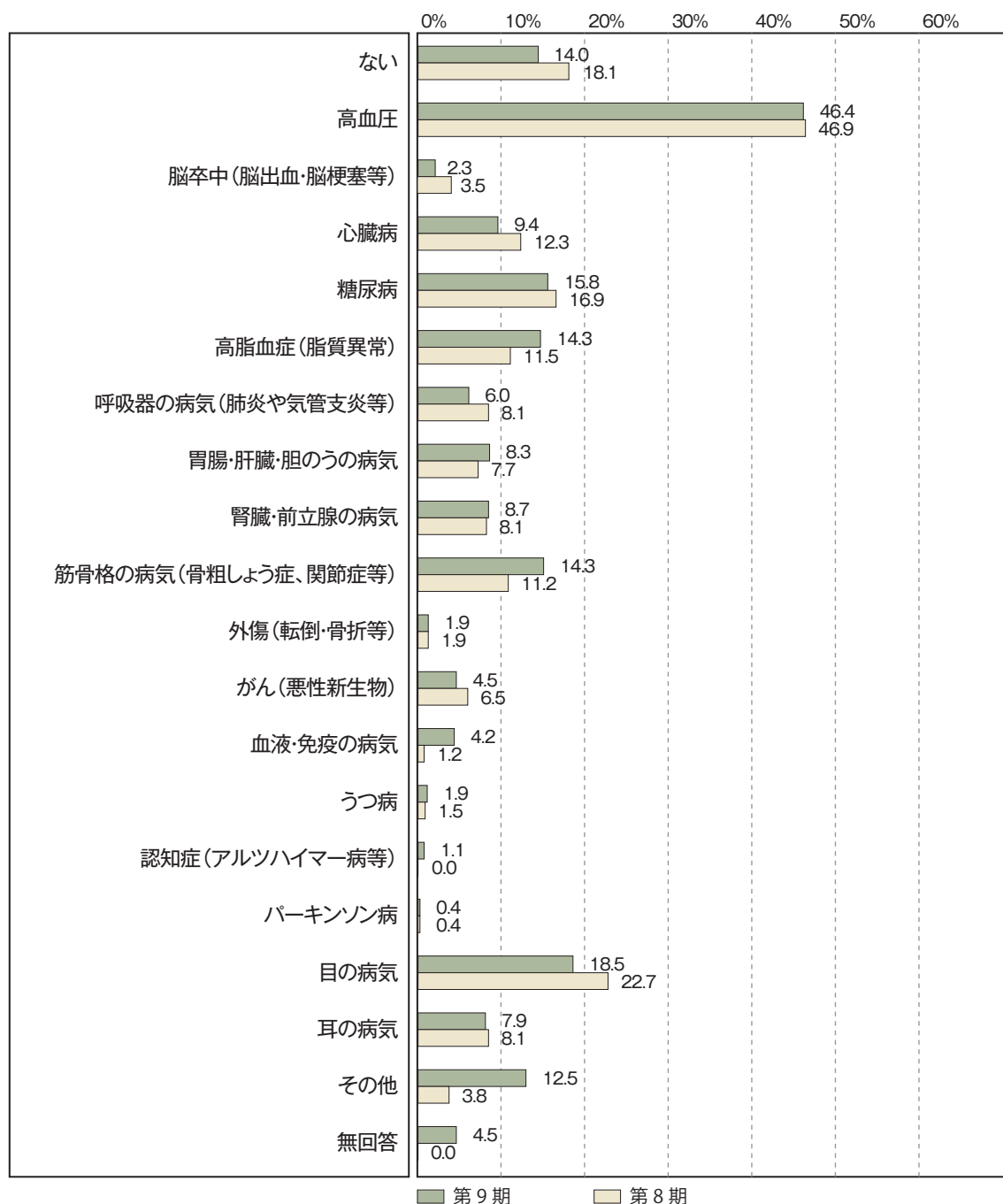
(5)この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいはここから楽しめない感じが良くありましたか

- 「はい」が23.8%、「いいえ」が73.2%となっている。
- 前回調査と比較し、大きな変化は見られない。



(6) 現在治療中、または後遺症のある病気はありますか

○「高血圧」が46.4%で最も高く、次いで、「目の病気（18.5%）」、「糖尿病（15.8%）」と続いている。前回調査と比較すると、「その他」がやや増加し、「ない」、「目の病気」がやや減少している。



第3章 これまでの取り組みと評価

土幌町では「健康イキイキしほろ 21 計画」との整合性を図る目的で、2019（平成 31）年度から 2024（平成 36）年度までの 6 年間の土幌町自殺対策計画を策定しました。

自殺対策は「生きることへの包括的支援」として、保健医療分野のみならず、福祉、教育、労働等様々な方とのネットワークを作り共に取り組み、また、町民一人ひとりが自分自身と身近な人の心の問題に目を向け、いのちささえる地域づくりを目指して推進してきました。

新型コロナウイルス感染症が感染拡大し、町民全体の生活が変化し、行動制限や働き方の変化や事業の取り組みの制限がありました。生活スタイルの変化の中、優先順位をつけ実施してきました。

《第1次計画基本理念》

「町民一人ひとりが命の大切さを理解し、
誰も自殺に追い込まれることのない町」

基本施策

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 住民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策

- (1) 無職者・失業者対策
- (2) 生活困窮者対策
- (3) 高齢者対策

基本施策の評価

(1) 地域におけるネットワーク強化

施策の方向	事業内容	担当課	係	実施計画内容	実施状況	評価	次期計画
地域におけるネットワークの強化	① 地域におけるネットワークの強化	保健福祉課	健康推進係	町内各部署との連携	コロナ感染症予防のため会議等は実施しなかった。連携等の実績は無かった。	c	継続
		保健福祉課	健康推進係	駐在区及び公民館との連携方法との検討	公書によるパンフレット配布周知の他、依頼による出前健康講座の実施。	a	継続
	保健福祉課	地域福祉係	生活困窮者自立支援事業との連携	とち暮らし生活あんしんセンターと連携し、困窮相談があった際に必要に応じ連携している。	a	継続	
	保健福祉課	子ども家庭係	要保護児童地域対策協議会との連携	児童相談所と連携のもとケース会議を開催。	a	継続	
地域におけるネットワークの強化	② 特定課題に関する連携・ネットワーク強化	教育課	学校教育係	いじめ・不登校問題等対策連絡協議会	校長会議、教頭会議において連携。また、常時、各関係機関との連携を図っている。さらに、令和5年度からは、土曜朝不登校対策専門員を中学校に配置し、小・中学校を巡回している。なお、「土曜朝いじめ等学校問題対策チーム」を設置する案件はなかった。	a	継続
		保健福祉課	包括支援担当	高齢者虐待防止ネットワーク会議との連携	高齢者虐待防止ネットワーク会議に出席し、関係機関との連携を図った。	a	継続

(2) 自殺対策を支える人材育成

施策の方向	事業内容	担当課	係	実施計画内容	実施状況	評価	次期計画
自殺対策を支える人材育成	ゲートキーパーの養成	保健福祉課	健康推進係	令和元年度実施計画内容 町職員、福祉、介護施設関係者を対象にしたゲートキーパー養成講座	健康推進担当保健師が養成講習会を受講した。	c	地域に多く相談出来る、身近な人が寄り添いつなぎ見守るを目指す。
		保健福祉課	健康推進係	民生委員・ボランティア等を対象にしたゲートキーパー養成講座の開催	民生児童委員に実施。新型コロナウイルス感染症の拡大の予防のため講習会や会議の開催機関がなかった。	c	ボランティア等を対象にしたゲートキーパー養成講座の開催

(3) 住民への啓発と周知

施策の方向	事業内容	担当課	係	実施計画内容	実施状況	評価	次期計画
住民への啓発と周知	① 住民への啓発	保健福祉課	健康推進係	自殺予防パンフレットの全戸配布	年1回〜2回このころの健康に関するパンフレットを全戸配布した。	a	継続
		保健福祉課	健康推進係	チラシ設置による総合窓口の周知	総合福祉センター窓口カウンターおよび保健センターにチラシの設置やポスターを貼って周知した。	a	継続
		保健福祉課・教育課	健康推進係	図書館に関する総合窓口の周知	図書館の中でこのころの健康に関する展示及び啓発グッズを設置した。利用者は毎年約50名が利用している。	a	継続
		保健福祉課	健康推進係	新規	コロナ感染症予防のため生活習慣の変化や講演会等の開催が困難となった。アプリやスマートフォン普及で健康と関連した事業をR4、12月より実施。このころの健康の早期発見、早期相談につなげる事が目的	【新】このころの健康リテラシー講座のPRと実施。	
住民への啓発と周知	② 町民向け講演会・イベント	保健福祉課	健康推進係	自殺予防講演会の開催	新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため講習会の開催はなかった。	b	継続
		保健福祉課	健康推進係	地区健康講座の開催	依頼に応じて地区健康講座を実施した。	b	継続
		保健福祉課	健康推進係	健康まつり等でのリーフレット・ポスター展示	R2、R3、R4年度は、人数制限等の感染症予防対策を講じて、健康イベントの中で自殺予防啓発コーナーを設置した。希広保健所からパネルを借りて展示した。	a	継続
		保健福祉課	健康推進係	広報誌・ホームページを通じた広報活動	講演会等が開催出来ない、ゲートキーパー講習会が開催出来ないことより、R4年度にこのころの健康状態を計測する「この体温計」をHPおよび特集で広報誌に掲載した。	a	継続

(3)住民への啓発と周知

施策の方向	事業内容	担当課	係	実施計画内容	実施状況	評価	次期計画	
住民への啓発と周知	①住民への啓発	保健福祉課	健康推進係	自殺予防パンフレットの全戸配布	年1回～2回このころの健康に関するパンフレットを全戸配布した。	a	継続	
		保健福祉課	健康推進係	チラシ設置による総合窓口の周知	総合福祉センター窓口カウンターおよび保健センターにチラシの設置やポスターを貼って周知した。	a	継続	
		保健福祉課・教育課	健康推進係 図書館	図書館でのこのころの健康に関する展示及び書籍紹介	毎年3月に約20日このころの健康に関する図書の紹介コーナー「このころの企画展示」の設置と、パンフレットおよび啓発グッズを設置した。利用者は毎年約50名が利用している。	a	継続	
		保健福祉課	健康推進係	新規	コロナ感染症予防のための生活習慣の変化や講演会等の開催が困難となった。アプリやスマートフォン等の普及で健康と関連した事業をR4、12月より実施。このころの健康の早期発見、早期相談につなげる事が目的		【新】このころの健康尺度ツール「このころの体温計」のPRと実施。	
	②町民向け講演会・イベント	保健福祉課	健康推進係	自殺予防講演会の開催	新型コロナウィルス感染症の感染拡大予防のため講習会の開催はなかった。	b	継続	
		保健福祉課	健康推進係	地区健康講座の開催	依頼に応じて地区健康講座を実施した。	b	継続	
		保健福祉課	健康推進係	健康まつり等でのリーフレット・ポスター展示	R2、R3、R4年度は人数制限等の感染症予防対策を講じて、健康イベントの中で自殺予防啓発コーナーを設置した。帯広保健所からパネルを借りて展示した。	a	継続	
		保健福祉課	健康推進係	広報誌・ホームページを通じた広報活動	講演会等が開催出来ない、ケートキーマーバー講習会が開催出来ないことより、R4年度はこのころの健康状態を計測する「このころの体温計」をHPおよび特集で広報誌に掲載した。	a	継続	
		④相談支援体制	保健福祉課	健康推進係	相談体制の整備	毎月1回予約制でこのころの悩み相談を実施。保健師が相談内容を事前に問診し、精神科医による相談を実施。	a	継続
			保健福祉課	健康推進係	このころのスキルアップのための研修 相談担当者のスキルアップのための研修 機会の確保	新型コロナウィルス感染症の感染拡大予防のため講習会の開催はなかった。	c	継続

(4)生きることへの促進要因支援

施策の方向	事業内容	担当課	係	実施計画内容	実施状況	評価	次期計画	
生きることへの促進要因支援	①居場所づくり活動	教育課	社会教育係	各種サークル、生涯学習事業との連携	社会教育登録団体等のサークル活動の支援や、少年団と連携した生涯学習活動を開催。	a	継続	
		社会福祉協議会	社会福祉協議会	サロン等の地域の居場所活動の支援	住民主体のふれあい・交流の場である各地区サロン活動の継続と充実に向けて、活動の担い手であるボランティアを支援。	a	継続	
		保健福祉課	健康推進係	一般医療機関、精神科医療機関、救急医療機関との連携	情報相談があった場合は、会議や連絡等実施しているが、連携実績はなかった。	a	継続	
		保健福祉課	健康推進係	未達者支援の実施主体である帯広保健所との連携	連携実績はなかった。	a	継続	
	②自殺未達者への支援	保健福祉課	保健福祉課	健康推進係	遺族支援の実施主体である帯広保健所の連携	年1回帯広保健所保健師と健康推進保健師と地域の課題や協議の場を設けた。	a	継続
		保健福祉課	保健福祉課	健康推進係	自殺遺族の会等の紹介	町には自殺遺族の会等はなく、相談がある場合は帯広保健所が実施している自主組織を紹介。	a	継続
		④相談支援体制	保健福祉課	健康推進係	相談体制の整備	毎月1回予約制でこのころの悩み相談を実施。保健師が相談内容を事前に問診し、精神科医による相談を実施。	a	継続
			保健福祉課	健康推進係	このころのスキルアップのための研修 相談担当者のスキルアップのための研修 機会の確保	新型コロナウィルス感染症の感染拡大予防のため講習会の開催はなかった。	c	継続

(5) SOS出し方に関する教育の推進

施策の方向	事業内容	担当課	係	実施計画内容	実施状況	評価	次期計画
SOS出し方に関する教育の推進	①児童・生徒のSOSの出し方に関する教育を推進するための連携	保健福祉課	健康推進係	学校関係者及び子どもと関わる地域支援者への啓発とネットキーパー研修の実施	実績は無かった	c	継続
	②児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の実施	教育課	学校教育	学校でのSOSの出し方に関する教育	北海道教育委員会等からの各種パンフレットを配布するなど、校種に合わせた取り組み実施。	b	継続

重点施策の評価

(1) 失業者・無職者対策

施策の方向	事業内容	担当課	係	実施計画内容	実施状況	評価	次期計画
失業者・無職者対策	①失業者に対する相談支援充実	産業振興課	商工観光労働係	公共職業安定所(ハローワーク)等と連携した職業相談の充実	職業相談等の中では、こころの相談や生活上の悩み等につなげるケースはなかった	c	継続
		産業振興課	商工観光労働係	「自治体版ハローワーク事業」との連携		c	継続
		保健福祉課	健康推進係	失業者に対するこころの健康や生活上の悩み等の相談対応の推進	毎週月曜日午前中に一般健康相談を実施。相談の内容に応じて福祉係や地域包括支援係、帯広保健所と連携。又医療機関やこころの悩み相談(専門医相談)へつなげる支援	b	継続

(2) 生活困窮者対策

施策の方向	事業内容	担当課	係	実施計画内容	実施状況	評価	次期計画
生活困窮者対策	①相談支援・人材育成の推進	保健福祉課	地域福祉係	生活困窮者に対応した相談体制の強化	生活保護含め生活困窮に係る相談について係で対応しており、相談があった際には必要に応じ訪問等行い、迅速に対応する体制を整えている。	a	継続
		保健福祉課	地域福祉係	経済困窮と生活保護相談や生活支援困難事業の実施	生活困窮(生活保護)相談があった際、とちち生活あんしんセンターや十勝総合振興局と連携し、関係各所へ適宜申しこみしている。	a	継続
	保健福祉課	地域福祉係	とちち生活あんしんセンターとの連携強化による生活・仕事相談会の定期および随時開催	とちち生活あんしんセンターが行う相談事業について、福祉センターの一室を設け定期的に相談会を実施している。	a	継続	
	保健福祉課	地域福祉係	社会福祉協議会との連携強化による生活支援の実施	高を要する生活困窮相談があった際は、生活支援一時金の貸し付け等、社会福祉協議会で行っている支援事業に際ぎ、適宜情報共有を行っている。	a	継続	

(2)高齢者対策

施策の方向	事業内容	担当課	係	実施計画内容	実施状況	評価	次期計画
高齢者対策	①包括的な支援のための連携推進	保健福祉課	健康推進係	高齢者の健康づくりの推進(健康診査・健康相談・健康教育)	後期高齢者健診及びがん検診・介護予防一体的事業の実施 通いの場の健康相談・健康教育の実施	a	継続
		保健福祉課	地域包括支援係	生活支援体制整備事業の推進による、高齢者の生活支援の実施	生活支援体制整備事業による、たすけ愛、買い物支援事業にて生活支援を行った。	a	継続
		保健福祉課	地域包括支援係	在宅医療・介護連携事業の推進によるスムーズな支援体制の提供	地域連携立ち上げにより、在宅医療・介護連携が、よリス	a	継続
		保健福祉課	地域包括支援係	居宅介護支援事業所、町内介護施設との情報提供および連携強化	情報提供、連携強化は常に意識して行っている。	a	継続
	②地域における要介護者に対する支援	保健福祉課	地域包括支援係	介護者および家族への介護相談や介護負担の軽減につながる支援の実施	総合相談窓口としての役割を継続している。介護負担を軽減できるように支援継続している。	a	継続
		保健福祉課	地域包括支援係 健康増進係	高齢者健康相談、健康教育の実施	サロンへの健康講座や、運動居室での健康相談は随時行っている。	a	継続
		保健福祉課	地域包括支援係	高齢者世帯および高齢者単独世帯への訪問活動の実施	一般高齢者に対しての訪問も行っているが、期間が長くあいてしまっている。	b	継続
		保健福祉課	地域包括支援係	認知症対策の推進(認知症初期集中支援事業、認知症予防事業等)	認知症初期集中支援事業は継続して行っている。また、医療機関と連携しながら、専門医への受診をスムーズに行えるように支援している。	a	継続
	③高齢者の健康不安に対する支援	保健福祉課	地域包括支援係	介護予防事業の推進	各運動教室を開催し、介護予防に努めている。	a	継続
		保健福祉課	地域包括支援係	認知症サポートター等養成事業の推進	養成講座は定期的に行っているが、キャラバン・メイトを増やすことが出来ていない。	b	継続
保健福祉課		地域包括支援係	高齢者の就労、生きがいづくり事業の推進	包括としての高齢者の就労、生きがいづくり事業の推進への取り組みは不十分だった。	c	継続	
保健福祉課		地域包括支援係 介護保険係	高齢者の外出や移動の支援の推進	運動教室参加への移動支援、買い物支援にて外出支援には取り組むことができた。	a	継続	
社会福祉協議会 保健福祉課		社会福祉協議会	居場所づくり支援の推進	世代や属性は問わず誰もが集える「共生型常設型居場所」を開設。コーディネーターを常駐し、多様な活動の創出や相談支援(入口的役割)を担っている。	a	継続	
保健福祉課		地域包括支援係	居場所づくり支援の推進	共生型常設型居場所を開設することができた。	a	継続	

第4章 いのち支える自殺対策における取り組み

4-1 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

困りごとを抱えている人の早期発見には、窓口対応や各業務の中でいかに気づくかが重要です。自殺対策を総合的に推進するため、関係機関・関係団体等が連携・協働する仕組みを構築し、地域のネットワークを強化します。

事業名	取り組み	担当課
地域におけるネットワークの強化	庁内各部各課との連携 駐在区及び公民館との連携方法の検討	保健福祉課健康推進係
特定課題に関する連携・ネットワーク強化	生活困窮者自立支援事業との連携 要保護児童地域対策協議会との連携 いじめ・不登校問題等対策連絡協議会との連携 高齢者虐待防止ネットワーク会議との連携	保健福祉課地域福祉係 保健福祉課子ども家庭係 教育課学校教育係 保健福祉課地域包括支援係

(2) 自殺対策を支える人材育成

自殺対策においては、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要です。子ども、成人、高齢者その他相談支援に関わる人や一般、ボランティアなどの町民を対象に「気づき」のできる人材の育成に取り組みます。

事業名	取り組み	担当課
自殺対策を支える人材育成	地域に相談出来る体制を作るため、相談支援を担う職種やボランティアを対象にしたゲートキーパー養成講座を開催	保健福祉課健康推進係

(3) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得ること」であり、危機に陥った場合には誰かに援助を求めるといことが町民の共通認識となるよう啓発を勧めます。

事業名	取り組み	担当課
住民への啓発	自殺予防のパンフレット全戸配布 総合相談窓口の周知 こころの健康に関する展示会の開催 健康尺度ツール「こころの体温計」の実施	保健福祉課健康推進係
町民向け講演会・イベント	自殺予防講演会の開催 地区健康講座の開催 健康まつりでの自殺予防の啓発 町公式LINEやホームページを活用した広報活動	保健福祉課健康推進係

(4) 生きることへの促進要因

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることへの阻害要因」が「生きることへの促進要因」よりも高まった時と考えられます。「生きることへの阻害要因」を減らし、「生きることへの促進要因」を増やし、生きやすい地域を目指します。

地域のコミュニティやサロン、サークル活動への参加を勧め、仲間づくり・生きがいづくりやリフレッシュの機会を増やすとともに、町民全体に重層的に支援できる体制の整備に勧めます。

事業名	取り組み	担当課
居場所づくり活動	各種サークル、生涯学習事業との連携 サロン等の地域の居場所活動支援	教育課社会教育係 社会福祉協議会
自殺未遂者への支援	一般医療機関、精神科医療機関、救急医療との連携 未遂者支援の実施主体である帯広保健所との連携	保健福祉課健康推進係
遺された人への支援	遺族支援の実施主体である帯広保健所との連携 自死遺族の会等の紹介	保健福祉課健康推進係
相談支援体制	相談体制の整備 こころの悩み相談の実施 各種保健事業 相談担当者のスキルアップのための研修機会の確保 こども家庭センターでの相談支援 母子家庭等就業・自立支援センターとの連携 介護相談の実施 心配ごと相談	保健福祉課健康推進係 保健福祉課子ども家庭係 保健福祉課地域包括支援係 保健福祉課地域福祉係

(5) SOS 出し方に関する教育の促進

こどもが自殺に追い込まれることがないように、悩みや問題が深刻化する前に必要な支援につなげることが重要です。児童生徒が、命の大切さを実感できる教育を行うとともに、いじめ等の様々な困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関に早めに助けの声を上げられるよう、具体的かつ実践的なSOSの出し方に関する教育を行います。

児童生徒や学生の生活の場である家庭、地域、学校他関係機関との連携を図り、子どもたちの自己肯定感を成長期から養えるよう、あらゆる機会を通してきめ細やかな支援を行います。

事業名	取り組み	担当課
児童・生徒のSOSの出し方に関する教育を推進するための連携	町内小中学校の生徒に対し、学校、教育委員会、町が連携しSOSの出し方に関する教育を実施します。	保健福祉課健康推進係
児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の実施	学校でのSOSの出し方に関するパンフレットやアンケートなどの取り組み等を実施します。	教育課学校教育係
スクールカウンセラー事業	学校内での悩みを児童・生徒が相談できる機会を提供します。	教育課学校教育係

4-2 重点施策

(1) 高齢者対策

高齢者の自殺対策については、閉じこもりや抑うつ状態、健康不安、孤立・孤独など、高齢期特有の問題への対応が求められます。土幌町におきましても寿命の延伸、ライフスタイルの変化により、高齢世帯、高齢者単身世帯が増加していることから、高齢者の社会参加の促進は、自殺対策の観点でも重要な課題と言えます。

高齢者福祉及び地域包括支援を中心にサービス事業所等との連携を図りながら、それぞれの高齢者が持つ多様な背景や価値観に合わせた支援、働きかけを行います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による活動制限があったため、活動の継続が困難になった事業があった。高齢者の生活の変化による対応事業も追加。

事業名	取り組み	担当課
包括的な支援のための連携推進	高齢者の健康づくりの推進 生活支援体制整備事業の推進による高齢者の生活支援 在宅医療の推進	保健福祉課地域包括支援係
地域における要介護者に対する支援	居宅介護事業所及び町内会後事業書との連携強化 介護家族支援と負担の軽減	保健福祉課地域包括支援係 保健福祉課居宅計画係
高齢者の健康不安に対する支援	高齢者の健康相談・健康教育の実施 健(検)診事業 高齢者世帯訪問 認知症対策の推進	保健福祉課地域包括支援係 保健福祉課健康推進係
社会参加の強化と孤独・孤立の予防	介護予防事業の推進 認知症サポーター養成事業の推進 高齢者の就労、生きがい事業 高齢者の外出や移動の支援の推進 居場所づくりの推進(共生型常設型居場所の開設、サロンの実施) たすけ愛事業の推進 買い物支援事業の実施 配食サービス 緊急通報装置設置の促進 高齢者台帳整備事業	保健福祉課介護保険係 保健福祉課地域包括支援係 土幌町社会福祉協議会

(2)生活困窮者対策

生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的少数者、知的障害、発達障害、精神疾患、多重債務、労働、介護など、多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、社会的に孤立しやすい傾向があります。

社会的に孤立した生活困窮者が、地域の人とのつながりを持つことにより、生きることの促進要因となり、自殺リスクを抱える人は支援を受けられる機会が広がります。

生活困窮者や生活困窮状態に陥る可能性のある人が自殺に至らないように、包括的な生きる支援としての対策を推進します。

事業名	取り組み	担当課
相談支援、人材育成の推進	生活困窮者に対応した相談体制の強化と連携	保健福祉課地域福祉係
自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動	生活保護相談や生活支援困窮事業の実施 とかち生活あんしんセンターとの連携による生活・仕事相談会の実施 生活支援事業の実施(生活支援一時金の貸付事業)	保健福祉課地域福祉係

(3)失業者・無職者対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、生活が大きく変化し、働き方も変わってきています。働く世代においても、有職者・無職者ともに生活の変化はこころの健康に影響があります。有職者は職場での配置転換やハラスメント、人間関係、長時間労働などの問題がきっかけになるケースも想定されます。現代の多様な働き方に対応出来るよう、職場だけの対策ではなく、働く世代全体への支援に取り組みます。

また、町の傾向では高齢者の自殺が多い傾向から無職者がリスクにあげられました。働く世代の無職者については、失業から生活苦に陥り借金を抱えるなどのリスクが高いため、早期発見、支援ににつながられるよう周知します。

事業名	取り組み	担当課
失業者に対する相談支援の充実	公共職業安定所等と連携した職業相談の充実 「自治体判ハローワーク事業」との連携 生活上の悩み相談事業の周知	産業振興課商工観光労働係 保健福祉課健康推進係 保健福祉課地域福祉係

参考資料

1. 自殺対策基本法

自殺対策基本法の一部を改正する法律 概要

目的規定の改正(第1条)		
○ 目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」を追加		
基本理念の追加(第2条第1項・第5項)		
○ 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない ○ 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない		
国の責務の改正(第3条第3項)	自殺予防週間・自殺対策強化月間(第7条)	関係者の連携協力(第8条)
○ 国による地方公共団体に対する必要な助言その他の援助	○ 自殺予防週間(9月10日～9月16日)を設け、啓発活動を広く展開 ○ 自殺対策強化月間(3月)を設け、自殺対策を集中的に展開	○ 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間の団体その他の関係者による相互の連携・協力
都道府県自殺対策計画等(第13条)		
○ 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画を定める		
都道府県・市町村に対する交付金の交付(第14条)		
○ 国は、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・市町村に対し、交付金を交付		
基本的施策の拡充		
〔調査研究等の推進・体制の整備〕(第15条)		
① 自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究・検証及びその成果の活用等の推進・先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供 ② 国・地方公共団体による①の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備		
〔人材の確保等〕(第16条)		
自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるに当たって、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図る旨の規定を追加		
〔心の健康の保持に係る教育・啓発の推進等〕(第17条)		
① 国民の心の健康の保持に係る施策として「心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保」を規定 ② 学校は、保護者・地域住民等との連携を図りつつ、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育・啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育・啓発その他児童・生徒等の心の健康の保持に係る教育・啓発を行うよう努める		
〔医療提供体制の整備〕(第18条)		
自殺のおそれがある者への医療提供に関する施策として、良質かつ適切な精神医療提供体制の整備、精神科医とその地域における心理、保健福祉等に関する専門家、民間団体等との円滑な連携の確保を規定		
必要な組織の整備(第25条)		施行期日(附則)
○ 政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織を整備		○ 平成28年4月1日から施行

2. 自殺総合対策大綱（厚生労働省）

「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定
第3次：平成29年7月25日閣議決定
第2次：平成24年8月28日閣議決定
第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

1

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
 - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
 - ・相談機関等に集約される情報の活用の検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
 - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・パワー・ハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に見出し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- 性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

2

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9. 遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
- 副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
 - ・パワー・ハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13. 女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

士 幌 町
自殺予防計画 第二次
(令和6年3月)

士幌町保健福祉課
〒080-1219
北海道河東郡士幌町字士幌西2線167番地
電話 01564-5-2108
FAX 01564-5-2127